

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 会議の名称 | (番号)<br>2 - 1 5   | 墨田区入札等外部審査委員会  |
| 開催日時  | 令和2年7月8日(水)午後2時から午後4時まで   |  |
| 開催場所  | 教育委員会室  |  |
| 出席者数  | 委員 3名<br>区 11名<br>事務局 4名  | <p>【委員】 碓井光明 阿部かおり 鈴木利治</p> <p>【区】 契約課長 情報システム担当主査 情報システム担当職員 営繕課長 スポーツ振興課職員 子ども施設課保育係長 子ども施設課職員 都市整備課都市整備・河川担当主査 道路公園課長 庶務課庶務・教職員担当主査 庶務課庶務・教職員担当職員</p> <p>【事務局】 契約係長 契約係主査 契約係担当職員</p> |
| 議 題   | <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(令和元年度下半期分)</p> <p>2 入札参加者の指名停止について(報告)</p> <p>3 抽出案件の審査</p>  |  |
| 配付資料  | <p>1 令和元年度下半期発注案件一覧表・受注業者別受注件数等</p> <p>2 入札参加者の指名停止公表資料</p> <p>3 令和2年度第1回墨田区入札等外部審査委員会(令和元年度下半期発注案件分)抽出案件一覧表等</p>   |  |
| 会議概要  | <p>1 報告案件</p> <p>前回審査委員会の会議概要等の公表について<br/>入札及び契約手続の運用状況等の報告(令和元年度下半期分)<br/>別添資料のとおり、墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条第1号の報告を受けた。<br/>入札参加者の指名停止案件 2件</p> <p>2 抽出案件の審査</p> <p>鈴木委員が抽出した次の入札及び契約について、要綱第2条第2号の審査を行った(主な質疑、意見等は、別紙のとおり)。<br/>なお、これらの入札及び契約につき、要綱第2条第3号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。</p> <p>旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う機械設備工事<br/>両国中学校屋内運動場等複合施設外壁改修その他工事<br/>北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業に伴う道路整備工事(その3)<br/>旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う昇降機設備工事<br/>旧中川水辺公園照明灯設置工事(その2)</p> |  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>曳舟小学校プール棟改築その他に伴う基本設計業務委託<br/>特別区道墨120号路線道路改良予備設計委託<br/>押上保育園小荷物専用昇降機部品改修工事<br/>喫煙所整備工事（錦糸町駅南口喫煙所）<br/>令和元年度学校等災害備蓄品の購入<br/>LAN型通信網サービスの利用</p> <p>3 次回委員会審査案件の抽出について<br/>次回委員会審査案件の抽出は、阿部委員が行うこととした。</p> |
| 所 管 課 | 総務部契約課  |

## 1 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う機械設備工事

| 委員の質疑、意見等   | 区の回答等  |
|---|--|
| 一般競争入札（制限付き）と公募型指名競争入札で、同じ空調工事でも落札率に差があるのは何故か。      | 公募型指名競争入札の工事については、機器の取り付けがメインとなる比較的単純な工事や機器を低額で仕入れることができる場合等に、落札率が低くなる傾向がある。本件については、旧中小企業センターの大規模改修に伴う工事で、現場での作業量が多く、他業種も加わる複雑な工事であるため、かかる経費が増加し、それに比例して落札率も高くなっているものと推察される。 |
| 落札率が低い工事は、施行にあたり問題ないのか。                             | 全体工事費における機器の占める割合が少ないと落札率が高くなるので、落札率が低いからといって、施行に問題はない。  |
| 第1構成員の区内業者と区外業者で、入札参加条件が異なるのは何故か。                   | 区の方針として、区内事業者を優先するため、区外業者の条件を厳しくしている。  |
| 資材等材料品の購入にあたり、区内業者から購入するよう努めるようにしているが、事実確認は行っているのか。 | 下請業者選定等の書類で確認している。   |

## 2 両国中学校屋内運動場等複合施設外壁改修その他工事

| 委員の質疑、意見等  | 区の回答等   |
|--|---|
| 落札率が100%ということは、落札業者以外は辞退したと思われるが、予定価格が赤字額になるような額だったのではないか。 | <p>落札業者以外は辞退となったが、その主な理由は予算超過ということであった。</p> <p>落札業者は、予定価格に対して積算が超過していたが、超過額が少ないため金額を下げたのではないかと推測される。</p> <p>工事費は、東京都財務局の積算単価に準じて積算しており、その工事費に基づいて予定価格を設定している。</p> |

3 北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業に伴う道路整備工事（その3）

| 委員の質疑、意見等                              | 区の回答等  |
|--|--|
| <p>道路舗装工事で、何故落札率が高いのか。</p>             | <p>落札率が100%のものは、予定価格に対して積算が超過していたが、超過額が少ないため金額を下げて応札したのではないかと推測される。</p> <p>落札率が高いものは、東京都積算土木積算基準に基づいて積算した金額を予定価格としており、応札者が適正価格で積算したため、落札率が高くなったものと推測される。</p> |
| <p>辞退理由として技術者の不足とあるが、何故技術者が不足するのか。</p> | <p>土木現場では、1つの現場に1人の技術者の配置が必要になる。昨年度は、オリンピック・パラリンピックの関係もあり、利益のある工事が多くあったため、不足したと思われる。</p> <p>法改正により本年10月から技術者の兼務が一部で認められるので、技術者不足による辞退は減少するのではないかと考えている。</p>  |
| <p>工期が5月29日までだが、どのように決定したのか。</p>       | <p>本件については、東京都や東武鉄道と墨田区の間で、面的・立体的にいろいろな工事が発生する関係で、5月末に設定した。</p> <p>基本的に工期は、舗装を何㎡で何日、道路側溝何面で何日、雨等で作業できない日、年末年始で作業できない日等を積み上げて設定する。</p>                        |

4 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う昇降機設備工事

| 委員の質疑、意見等  | 区の回答等  |
|--|--|
| <p>エレベーター工事は、限られた事業者になると思われるが、競争価格になっている理由は何か。</p> | <p>エレベーターの積算は、東京都の積算基準単価がないため、業者3者からの見積りの平均で積算している。その際の見積りは定価ベースで行われるため、見積額は高くなる傾向があるが、実際の入札においては、企業努力等による価格競争が行われ、落札金額が低くなったものと推測される。</p> |

|              |   |
|--------------|---|
| 2 者の辞退理由は何か。 | 「発注仕様を満たす製品を納入するためには躯体壁の位置を移動する恐れがあるため」と「技術者が選任できないため」というものである。 |
|--------------|---|

## 5 旧中川水辺公園照明灯設置工事（その2）

| 委員の質疑、意見等                         | 区の回答等  |
|-----------------------------------|--|
| 何故不調になったのか。                       | 人員の確保ができない、土木工事の手配ができない、日程調整ができないことによるもので、価格設定に問題があったものとは考えていない。 |
| 公募型指名競争入札と指名競争入札のどちらにするかの基準はあるのか。 | 予定価格500万円以上は、原則公募型指名競争入札にすると要綱で定めている。                            |

## 6 曳舟小学校プール棟改築その他に伴う基本設計業務委託

| 委員の質疑、意見等                              | 区の回答等   |
|--|---|
| 落札率が極端に低いのは何故か。<br>また、履行にあたり支障はなかったのか。 | 上半期に、同小学校プール棟解体に伴う設計業務委託を受注していたため、曳舟小学校プール棟に関してのアドバンテージがあったこと、また、定かではないが、この業者に特有の何らかの特殊事情があり、契約金額を低くすることができたのではないかと推測される。履行にあたり、関係部署等との協議、調整において支障はなかった。<br>なお、本年6月から工事設計、測量、地質調査等の委託契約においても、最低制限価格を設けることとしたので、今後は、本件のような極端な低額の入札はなくなると考えられる。 |
| 最低制限価格を設けるのは、建築工事だけか。                  | 予定価格200万円以上の工事は全て、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度の対象となる。  |
| 最低制限価格は、どれくらいの価格になるのか。                 | 予定価格の10分の9から3分の2までの範囲内で設定する。  |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <p>予定価格の公表、非公表は、どのようになっているのか。</p> | <p>工事は公表、ほかは非公表となっている。予定価格は基本的に非公表であるが、工事については、不調及び談合を防止する目的で事前公表としている。</p> |
| <p>ほかの特別区は、どうしているのか。</p>          | <p>事前公表のところもあれば、事後公表のところもある。</p>  |
| <p>本件について、事後にも公表しないのか。</p>        | <p>墨田区は、事後にも公表しない。</p>  |

#### 7 特別区道墨120号路線道路改良予備設計委託

| 委員の質疑、意見等            | 区の回答等   |
|----------------------|---|
| <p>落札率が高いのは、何故か。</p> | <p>一般的に公表されている東京都積算土木積算基準、東京都建設局の積算基準及び設計単価並びに国土交通省が定めた技術者の単価で積算していることや東京都建設局の積算基準に記載のない工種の場合は業者から見積りを徴収して単価を決定していること等により、積算基準と市場価格の乖離がないため落札率が高くなったものと推測される。</p> |

#### 8 押上保育園小荷物専用昇降機部品改修工事

| 委員の質疑、意見等   | 区の回答等  |
|---|--|
| <p>同じエレベーター工事でも、公募型競争入札ではなく、随意契約なのは何故か。</p>                           | <p>本件は、小荷物専用昇降機の制御盤等一部の部品を交換する工事で、この施設の小荷物専用昇降機は、随意契約の相手方が製造した部品で構成されており、他者製では互換性がないため、制御信号の通信等に不具合が生じてしまう等の理由を妥当と認め、随意契約としたものである。</p> |
| <p>エレベーターの取替工事の落札率が低くなるのは、設置後のメンテナンス契約や部品改修工事を随意契約で受注できることが原因なのか。</p> | <p>エレベーターについては、人間用はフルメンテナンス契約を随意契約することとなるが、小荷物専用用は保守点検業務を毎年入札しており、工事完了後のメンテナンス契約や部品改修工事を見越しての入札金額ではないと考えられる。</p>                       |

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 随意契約でも、価格交渉はあるのか。 | 随意契約でも、価格交渉はする。 |
|-------------------|-----------------|

9 喫煙所整備工事（錦糸町駅南口喫煙所）

| 委員の質疑、意見等  | 区の回答等  |
|--|--|
| 随意契約としては落札率が低いが何故か。  | 本件は、不調となった案件を地方自治法施行令第167条の2第4項の規定に基づき、両国駅西口喫煙所と錦糸町駅南口喫煙所に分割して契約を締結したもので、この業者は、錦糸町駅南口喫煙所を当初設計・施工しており、使用材料の調達が容易であることから契約金額が低くなったものと推測される。<br>当初の工事は、JT（日本たばこ産業株式会社）が行い、区に寄付されたものである。 |
| 両国駅西口喫煙所も契約できたのか。  | 別の業者と随意契約した。   |
| 分割したことにより、安くなったのか。   | 両国駅西口喫煙所は、予定価格どおりだったが、錦糸町駅南口喫煙所は安くなったので、結果的には安くなった。  |
| 指定理由書の指定理由欄の記載の仕方は、随意契約になった理由の地方自治法施行令第167条の2第1項第8号によることを記載してから、その事業者を契約の相手方に選んだ理由を記載するほうがわかりやすいと思う。 | 確かに、入札の経過を記載し、業者の選定理由を記載したほうが分かりやすいと思う。<br>今後、指定理由欄については、再度入札して不調になった旨を記載してから、指定業者を選定した理由を付すように改善する。   |

10 令和元年度学校等災害備蓄品の購入

| 委員の質疑、意見等                  | 区の回答等   |
|----------------------------|---|
| 指名業者が10者もいるのに、落札率が高いのは何故か。 | 複数の業者から下見積りを徴取し、低いほうの金額で予算の請求をしたところ、その額そのままが予算額として計上され、それを予定価格としたためであると考えられる。 |
| 何者から見積りを徴取したのか。            | 2者から徴取したが、見積りを徴取した以外の業者が落札することもある。  |

1 1 LAN型通信網サービスの利用

| 委員の質疑、意見等                            | 区の回答等   |
|--------------------------------------|---|
| <p>随意契約となった理由は何か。</p>                | <p>現行のLAN通信網サービスの提供事業者であり、通信機器の入替え及び配線工事の必要がなく、この業者以外では、新たな通信サービス用の回線が敷設できない施設があるということで、この業者と随意契約したものである。</p> |
| <p>通信サービスは、どこの自治体でも同額の低額サービスなのか。</p> | <p>平成26年度に導入したもので、その際は5年間使用するという契約で、比較的安価になった。今回引き続きということで、同額で契約できた。</p>                                      |